

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1056	10562010	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光振興のための開港	以下の基準を全て満たす港湾をクルーズ観光指定港湾として開港する。 近隣の開港までの距離が330キロメートル以上 観光船専用バースを有する重要港湾	屋久島、奄美大島、沖縄本島の世界文化遺産・世界自然遺産(候補地を含む)地域と韓国、中国、台湾等のアジア地域や南西諸島と長崎、大阪、横浜など国内観光の拠点港等を結ぶ多彩なクルージングツアー企画を国内外に発信し、観光の振興による地域経済の活性化を図る。	本港は昭和28年の奄美群島本土復帰と同時に開港となり、沖縄の本土復帰を契機に昭和49年閉港となった。出入国港とはなっているものの管理事務所はなく、クルーズ客船の外国港間との直接寄港に常時対応できる体制が整っていないため、クルーズ観光ツアー企画の誘致において、地域独自の取り組みには限界をきたしている。地理的ポジションや自然的特性を生かすという新たな奄美群島振興開発特別措置法の基本理念のもと、クルーズ観光による地域経済の活性化を図るためには、出入国のみならず、新たな指定港「クルーズ観光指定港湾」として開港することが最大の手段であるとの理由による。	鹿児島県	名瀬市、社団法人奄美大島法人会青年部	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光の振興	奄美群島は、昭和28年に本土復帰し、その後50年余にわたり各種の社会基盤整備がなされてきたが、本土との所得格差をはじめ、経済的自立には至っていないのが現状である。今後は、これまで整備されてきた社会基盤を活用し、自立的発展のための施策展開が求められている。このような状況の中、重要港湾名瀬港においては、去る4月に観光船専用バースが完成し、クルーズ観光の振興による地域経済の活性化が期待されているが、近隣の開港である鹿児島港と沖縄県那覇港約720kmの海域間は本港を含めて開港がなく、外国港間との直接寄港に常時対応するための体制が不十分であり、併せて港湾施設と観光施設の一体的整備がなされていない。 鹿児島県総合計画で掲げるアジア地域を中心とする海外観光客の誘致拡大と本市が目指すクルーズ観光の振興による地域経済の活性化を図るため、本港をクルーズ観光指定港湾として開港するとともに、港湾施設内における観光客受け入れ施設整備のための支援措置を提案する。
1326	13262010	国の多文化共生(外国人)関係施策の統一的な推進に向けての諸機関の整備	外国人に係る諸問題を総合的に企画、立案、調整する機関が国に存在しない。		多文化共生の施策推進に関する施策については、関係する国の機関がそれぞれ対応しており、総合的に効果的な施策の推進が難しい。	愛知県	愛知県	多文化共生社会の実現を目指して	在住外国人にかかる諸政策の一元化をはじめ、保険、年金、在留資格、外国人登録制度などさまざまな分野に関する制度改革を提案する。
1326	13262020	国の多文化共生(外国人)関係施策の統一的な推進に向けての根拠法令等の整備	多文化共生の施策推進に関する統一的な方針・施策が存在しない		多文化共生の施策推進に関する統一的な法的根拠が存在せず、効果的な施策推進が難しい。	愛知県	愛知県	多文化共生社会の実現を目指して	在住外国人にかかる諸政策の一元化をはじめ、保険、年金、在留資格、外国人登録制度などさまざまな分野に関する制度改革を提案する。
1209	12092010	人権啓発活動地方委託事業の活性化	人権啓発活動地方委託事業(地域人権啓発活動活性化事業)の活性化を図る観点から、再委託対象市町村を「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」の構成市町村とする、もしくは県内全市町村とするなど、委託対象市町村の範囲を拡大する。	委託対象事業の範囲を拡大することにより、これまで委託対象となれなかった市町村での委託事業実施の機会を均等に付与し、人権啓発活動の活性化が期待される。	人権啓発活動地方委託事業の中の地域人権啓発活動活性化事業の再委託対象市町村の選定は、事実上、地方法務局(支所を含む)単位で設置する「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」の構成市町村の中から当該地方法務局が決定しており、全市町村が対象になっていない。 福井県では、地域ネットワーク協議会が設置されているのは福井地方法務局管内のみで、県内の2/3の市町村が対象になれないことから、人権啓発活動を全県域で推進する上で不合理であり、機会を均等に与える意味からも再委託対象市町村の範囲を見直す必要がある。	福井県	福井県	人権啓発活動活性化構想	福井県では、人権尊重に関する条例(福井県人権尊重の社会づくり条例(平成15年福井県条例第2号))を制定するとともに、「人権啓発活動都道府県ネットワーク協議会」には全市町村が参画し県全体でネットワークを構築するなど、県民一人ひとりが互いの尊厳を認識し、互いの権利を尊重し合う人権尊重の社会の構築を目指している。しかし、人権啓発活動については、国は県、市町村への委託事業を実施しているが、対象市町村は地方法務局単位で設置する「人権啓発活動地域ネットワーク協議会」の構成市町村(本県では12市町村)のみとなっている。そこで、委託対象市町村の範囲を全市町村に拡大し、人権尊重の社会づくりを推進する。

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項(事項名)	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1127	11272010	地域通貨に関するガイドラインの策定	地域通貨は、地域経済の活性化等の面からも今後様々な形で発行が予想されるところであるが、現行法上の問題点に対する具体的な基準が示されていないために、個々の発行主体において「前払式証券の規制に関する法律」、「出資法」、「銀行法」、「紙幣類似証券取締法」等関連法規に抵触しないように工夫を凝らしているところである。しかし、法的な規制がゆるいことが、逆に、地域通貨への一般の信頼性を低くし、ひいては普及の妨げになっている。したがって、国において早急に地域通貨に関するガイドラインを策定するとともに、地方自治体による許可制度等を取り入れるなど地域通貨の信頼性を高め、かつ、その導入の支援を希望するものである。	NPO法人が歩道(公道)上に有料駐輪場を設置、経営し、その利用時間が一定時間に満たない利用者に、返金の代わりとして地域通貨を発行し、地元商店街において使用できるようにすることで、違法駐輪の削減と商店街の活性化を図るもの。	地域独自の取り組みとしての地域通貨導入を国として支援することにより、地域経済の活性化を図る。	千葉県	特定非営利活動法人 青少年地域ネット21	商店街の賑わいを創出する放置自転車対策構想	特区第4次提案により可能となる「道路上に設置した自転車の駐輪場」をNPO法人が設置し、駐車時間に応じて価値の異なる地域通貨を領収書として発行する。地元商店街において一定基準による割引等を実施し、地域通貨として流通させることで、放置自転車対策及び地域経済の活性化を図るもの。